

平成18年5月16日

各 位

会 社 名 アイ・ティー・シーネットワーク株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 寺 本 一 三
(コード番号 : 9422 東証第2部)
問合せ先 常務取締役機能部門長 渡 辺 厚 志
(TEL. 03-5739-3702)

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、以下のとおり、当社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびに当社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備する。なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コーポレート・ガバナンス
 - ①取締役会は、法令及び定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - ②取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令及び定款その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
 - ③代表取締役及び会社の業務を執行する取締役は、原則として月一回、職務執行の状況を取締役に報告する。
 - ④監査役は、会計監査人と連携して、『監査役会規程』及び『監査役監査基準』に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- (2) コンプライアンス
 - ①『企業理念』及び『ITCN 企業行動基準』を定め、取締役及び使用人はこれに則り行動するものとする。
 - ②チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、『ITCN グループコンプライアンスプログラム』を制定し、これを実行する。
 - ③顧問弁護士をメンバーに加えたコンプライアンス委員会を定期的で開催し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施する。
 - ④コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜及び定期的に確認し、見直すものとする。
- (3) 財務報告の適正性確保のための体制
『商取引管理規程』、『経理規程』その他の社内規程を定めるとともに、内部統制委員会を設置して、財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。また財務報告の適正性確保に係る法令の改訂・施行に適切に対応する。

(4) 内部監査

社長直轄の内部監査部を設置し、各部署における法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の妥当性等につき、『内部監査規程』に基づく内部監査を実施し、社長に対してその結果を報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、『文書管理規程』、『情報セキュリティ規程』その他の社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取引リスク（与信）限度額の設定、投融資や大口取組方針への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備する。
- (2) 当社の経営上影響を与えるリスクを体系的にレビューする「組織的リスクマネジメント制度」に基づき、当該リスク管理体制の有効性について取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関としてマネジメント・コミッティを設置し、全社的な経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議し、社長の意思決定に資する。同様に重要な人事評価等に係る事項はパーソネル・コミッティを設置し、職場の安全・環境保護活動・情報セキュリティ・コンプライアンス・内部統制に関する事項はCSR・コミッティを設置し、社長の意思決定に資する。これら各コミッティの運営については、『常設機関に関する規程』において定める。
- (2) 『組織分掌・権限責任規程』等各種社内規程を整備することによって、社長から委譲された各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行を可能とする。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 『関係会社管理規程』その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、『ITCN グループコンプライアンスプログラム』の徹底に努める。また、子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務執行が適正に行われているかを監視する。
- (2) 親会社以外の株主への配慮を怠らず、親会社からの自立性を重んじて経営にあたる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その人数、人選、専任・兼務の別、執務の場所等について監査役と協議のうえ、速やかに任命する。監査役は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指揮・命令することができる。

7. 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令を受けない。

- (2) 当該使用人の人事評価は監査役が行うものとし、その他人事異動・懲戒処分等については事前に監査役と協議を行い、その意見を求めることとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部情報の発生状況等について監査役に対して報告する。報告の方法は、マネジメント・コミッティ等の重要会議への出席（欠席の場合の議事録回付を含む）、報告書の回付、書面もしくは口頭による個別の報告とする。
- (2) 使用人は、①当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、②重大な法令又は定款に違反する事実について、監査役に対して直接報告することができる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 社長と監査役の定期的な意見交換会を実施する。
- (2) 内部監査部は、監査役との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議、意見交換する等密接な情報交換及び連携を図る。
- (3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に弁護士・公認会計士等の外部の専門家を起用することができる。

以 上